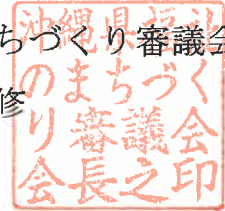


沖 福 第 3 号
令和 3 年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県福祉のまちづくり審議会
会長 親川 修



障害者等用駐車場の適正利用に関する取組みについて（答申）

令和 2 年 10 月 20 日 付け 沖縄県諮問子第 10 号 で 諮問 の あつ た み だ し の こ と に つ
いて、下記のとおり答申します。

記

障害者等用駐車場については、適正利用をより一層促進する必要があること
から、パーキングパーミット制度を導入することが適当である。

なお、答申に当たって、本審議会における意見は以下のとおりなので、今後
の検討に活かしていただくよう要望する。

- 1 制度の対象者は、歩行が困難な者及び移動の際に配慮が必要な者とし、
その具体的な基準は、別表のとおりとすることが望ましいものとする。

- 2 車いす使用者が利用可能な駐車区画を確保するとともに、制度の対象となる全ての方が利用しやすい環境を整備するために、幅3.5メートル以上の区画と、幅3.5メートル未満の区画の両方を対象区画する「ダブルスペース」を導入することが望ましいものとする。
- 3 利用許可証の有効期間や種類については、申請者の負担に配慮するとともに、より優先度の高い方が利用しやすい制度となるよう検討してもらいたい。
- 4 申請者の負担軽減及び県内全域で取組を推進するために、利用許可証の申請及び交付は、市町村においても対応できる体制を整備するとともに、既に制度を導入している市町村とも十分に連携の上、制度の構築に取り組んでももらいたい。
- 5 制度を導入する際には、県民への周知啓発を徹底するとともに、関係機関と連携し、障害者等用駐車場の適正利用の促進に向けた取組を引き続き推進してもらいたい。

別表

No.	区分	基準となる障害者手帳の等級等	
1	視覚障害	4級以上	
2	平衡機能障害	5級以上	
3	肢体不自由（上肢）	2級以上	
4	肢体不自由（下肢）	6級以上	
5	肢体不自由（体幹）	5級以上	
6	脳原性運動機能障害（上肢機能）	2級以上	
7	脳原性運動機能障害（移動機能）	6級以上	
8	内部障害（心臓機能障害など）	4級以上	
9	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	
10	知的障害	A2以上	
11	精神障害	1級以上	
12	高齢者	要介護1以上	
13	難病	特定疾患医療受給者	
14		特定医療費（指定難病）受給者	
15		小児慢性特定疾病医療受給者	
16	妊産婦	産前	妊娠7ヶ月から
17		産後	産後1年6ヶ月まで
18	上記区分で基準に該当しない者のうち、歩行が困難又は移動の際に配慮が必要な者		医師の診断書により判断
19	その他の障害、一時的な怪我や病気等により歩行が困難又は移動の際に配慮が必要な者		